

国住指第 147 号  
令和 5 年 7 月 3 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
(公印省略)

標識の掲示及び書類の閲覧について (技術的助言)

平素より建築行政の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会)及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)において、往訪閲覧・縦覧等のアナログ規制の見直しについて集中改革期間(令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間)にスピード感を持って集中的に取り組むことが求められています。

これをうけ、往訪閲覧・縦覧に係る規制のうち、①建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 24 条の 5 に基づく標識の掲示、②同法第 24 条の 6 に基づく書類の閲覧に関する運用を整理いたしましたので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれては、貴都道府県内の建築士事務所に対し、この旨周知願います。

記

- ① 建築士法第 24 条の 5 において、建築士事務所の開設者は、その建築士事務所において公衆の見やすい場所に国土交通省令で定める標識を掲げなければならないと規定されているところですが、近年の IT 技術の進展による情勢を踏まえ、消費者の利便性の向上のため、ホームページ等インターネット上でも同様の内容を公開するようお願いいたします。

なお、ホームページ等インターネット上での公開を義務付ける趣旨ではないこと、また、ホームページ等インターネット上に公開したことをもって、建築士法第 24 条の 5 における掲示の義務が果たされるものではないことについてご留意ください。

- ② 建築士法第 24 条の 6 において、建築士事務所の開設者は、業務実績を記載した書類等を当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならないと規定されているところですが、①の趣旨から、設計等を委託しようとする者の求めに応じてメール等での提供を行うようお願い致します。

以上